

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正

平成21年3月
財務調査課
公営企業課

1. 趣旨

平成20年度における健全化判断比率及び資金不足比率の算定を通じ判明した諸課題に関し、必要な規定の改正等を行うもの。

2. 概要

(1) 債務負担行為に基づく支出予定額（第8条関係）

損失補償等に係る債務の履行に要する経費及び引き受けた債務の履行に要する経費が将来負担額に算入されることを明確化するもの。

(2) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額（第9条関係）

① 宅地造成事業以外の事業

企業債が据置期間中である公営企業等の将来負担比率の算定方法を改正するもの。

② 宅地造成事業

一般会計等からの長期借入金を将来負担額に算入しないこととするもの。

(3) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額等（第12条及び第15条関係）

① 地方道路公社

公社の負債から控除する借入金について、一般会計等からの借入金及び定額運用基金からの借入金に限定するもの（土地開発公社についても同様の改正）

② 土地開発公社

(ア) 先行取得用地の買戻しのための債務負担行為に基づく支出予定額に充当可能な特定の歳入を設けるもの。

(イ) 土地開発公社の自主事業に係る債務についての設立団体以外の地方公共団体による債務保証等に係る負担見込額を設けるもの。

3. 施行期日

平成21年4月1日